

2026年6月30日

各 位

東京都中央区日本橋1丁目19番1号
auじぶん銀行株式会社

当社は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引続き、当社を通じて当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払いを受けることができます。

本件に関する詳細は、お客さまセンターまでご照会ください。

1. 対象となる預金等

2016年1月1日から2016年12月31日に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2027年6月29日

（※）法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以上